

入札公告（再公告）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年9月20日 公告番号 第46号

支出負担行為担当官
防衛省装備施設本部長
松本 隆太郎

1. 事業概要

(1) 事業名

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業

(2) 調達要求番号、品名、数量、納入場所

調達要求番号：7-24-2005-027A-K-0012

品名：Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業（本事業衛星等整備）

数量：1式

調達要求番号：7-24-2005-026A-K-0013

品名：Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業

（本事業衛星等運用・維持管理等）

数量：1式

納入場所：各地

(3) 事業期間

契約締結日から平成43年3月31日まで

(4) 事業内容

本事業は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条に基づき選定された事業として、総合評価の結果、落札者とされた者が、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「事業者」という。）を設立し、当該事業者が落札者とされた者の提案に基づき、本事業を実施するものとし以下の業務を行う。

① 本事業衛星の調達に関する業務

- ② 地上施設の整備に関する業務
- ③ 本事業衛星の運用に関する業務
- ④ 地上施設の維持管理に関する業務
- ⑤ 本事業の全般管理に関する業務
- ⑥ その他の業務

2. 競争参加資格

(1) 基本的要件

- ① 応募者は、前項（４）①～⑤に掲げる業務等の実施に当たり、後記②ただし書きに掲げる各業務を事業者から直接、又はその全部若しくは主たる部分全体を再委任若しくは下請負により受任し、又は請け負うことを予定する企業によって構成される。応募者のうち、事業者に出資を行い、かつ応募手続を行う企業を「代表企業」として定める。なお、応募者は、代表企業のほか、必要に応じ「構成員」（応募者を構成する企業のうち、代表企業以外の企業であって、事業者に出資を行う企業をいう。以下同じ。）及び「協力企業」（応募者を構成する企業のうち、代表企業及び構成員以外の企業をいう。以下同じ。）を加えて構成される。
- ② 応募者は、第１次審査に際して、代表企業、構成員及び協力企業をすべて明らかにするとともに、それぞれが前項（４）①～⑤に掲げる業務のうちいずれの業務を実施するかを明らかにするものとする。その際、一者がこれらの業務の複数を含めて実施すること、又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することも差し支えない。ただし、次に掲げる業務は、代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが実施するものとし、当該業務の全部又はその主たる部分全体を、応募者以外の者に一括で再委任等してはならない。
 - ・ 前項（４）①本事業衛星の調達に関する業務
 - ・ 前項（４）①本事業衛星の調達に関する業務のうち本事業衛星の製造に関する部分
 - ・ 前項（４）②地上施設の整備に関する業務
 - ・ 前項（４）②地上施設の整備に関する業務のうち管制設備・器材並びに統合衛星NMS及び統合通信インタフェース装置の製造に関する部分
 - ・ 前項（４）③本事業衛星の運用に関する業務
 - ・ 前項（４）④地上施設の維持管理に関する業務
 - ・ 前項（４）⑤本事業の全般管理に関する業務
 - ・ 前項（４）⑤のうち統括マネジメント業務

なお、次に掲げる業務を実施する企業は、応募者の代表企業、構成員又は協力企業のいずれにもなれないものとする。

- ・ 前項（４）①のうち、本事業衛星の打上げに関する業務
- ・ 前項（４）⑤のうち、本事業衛星の通信に必要な周波数確保及び無線局免許取得に係る作業支援に関する業務

③ 事業者の株主は以下の要件を満たす日本国法人とする。

- (ア) 代表企業及び構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
- (イ) 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
- (ウ) 事業者の株主は、原則として事業期間等終了時点まで事業者の株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行なわないこと。

④ 代表企業、構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がその事情を検討の上認めた場合は、この限りでない。

⑤ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

⑥ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。

⑦ 上記⑥の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)について子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(B)について子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）

が存続中の会社である場合は除く。

- (A) 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- (A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 代表企業、構成員又は協力企業に共通の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業は、以下の要件を満たす日本国法人とする。

- ① P F I 法第 7 条の 2 に該当しない者であること。
- ② 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、国から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 国が本事業に関する検討を委託したプライスウォーターハウスクーパース株式会社（同協力事務所として有人宇宙システム株式会社、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、共立インシュアランス・ブローカーズ株式会社）又はマッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレテッド・ジャパンと資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- ⑤ 国が設置する有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- ⑥ 本事業衛星の運用期間中に係る本事業で予定される本事業衛星の軌道位置及び周波数等に関し、応募者又は応募者と資本関係又は人的関係のある者が、自ら取得し、又は国以外の者に取得させることを目的に本事業と競合する免許申請等の手続等（公的機関との事前協議・調整を含む。）を行っていないこと。また、第一次審査資料の提出時に、事業期間終了まで直接的又は間接的にこれらの手続

等に関与しないことを誓約すること。

(3) 本事業衛星の調達を実施する企業の参加資格要件等

前項（４）のうち①本事業衛星の調達を実施する企業（以下「衛星調達企業」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 平成 22・23・24 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」の A 等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
- ② 本事業衛星に関する必要な技術的知見を有し、衛星調達に係る品質、コスト、スケジュール等を適切に管理する能力を有していること。
- ③ 本事業衛星と同等規模の衛星を 2 機以上調達した実績（衛星調達企業自らが衛星を製造した実績を含む。）を有し、かつ、当該衛星のうち少なくとも 1 機が 5 年以上軌道上にて運用されていること。

ただし、衛星調達企業自らが本事業衛星を製造しない場合、衛星調達企業は、本事業衛星と同等規模の衛星を 2 機以上製造した実績を有し、かつ、当該衛星のうち少なくとも 1 機が 5 年以上軌道上にて運用されている実績を有する者に本事業衛星を製造させるものとする。

また、衛星調達企業は、本事業衛星の打上げについて、10 回以上の衛星の打上げに成功した実績を有し、かつ、当該打上実績のうち 5 回以上が静止衛星を含む大型衛星（4t 級）の実績を有する企業に再委任して実施させるものとする。

(4) 地上施設の整備を実施する企業の参加資格要件等

前項（４）のうち②地上施設の整備を実施する企業は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 平成 22・23・24 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」の A 等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。

また、前項（４）②のうち局舎の整備を実施する企業は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 当該年度に有効な防衛省建設工事に係る一般競争参加資格において、「建築一式工事」の A 等級以上に格付けされた競争参加資格を有すること。

(5) 本事業衛星の運用を実施する企業の参加資格要件等

前項（４）のうち③本事業衛星の運用を行う企業は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 平成 22・23・24 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A 等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。ただし、本業務を複数の応募者が分担して実施する場合であって、本事業衛星のバス管制に係る業務と本事業衛星の中継器等管制に係る業務を異なる応募者が担当する場合は、それぞれが平成 22・23・24 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の B 等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
- ② 1 号機の運用開始時点までに、本事業衛星の運用に必要な人数の電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 39 条に定める無線設備の操作を行うことができる無線従事者その他の有資格者及び技術者を確保できること。
- ③ 少なくとも 1 機以上の静止衛星について軌道上試験終了から軌道外投棄までの管制実績を有し、かつ、延べ 15 年・機※以上の静止衛星の管制実績を有していること。

※ 運用実績単位の「年・機」について

1 機の衛星を 1 年間運用したときを 1 年・機と定義する。例えば、2 機の衛星を 15 年間運用した場合は、15 年×2 機=30 年・機の実績となる。

(6) 地上施設の維持管理を実施する企業の参加資格要件等

前項（4）のうち④地上施設の維持管理を実施する企業は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 平成 22・23・24 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」の A 等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。

(7) 全般管理業務を実施する企業の参加資格要件等

- ① 平成 22・23・24 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」の A 等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
- ② 衛星事業又は PFI 事業を統括的に管理した業務実績を有し、本事業に係る業務全般を適切に管理できる能力を有していること。

前項（4）⑤のうちの統括マネジメント業務は、全般管理実施企業自ら実施するものとし、全部又は主たる部分全体を再委任してはならない。

前項（4）⑤のうちの本事業衛星の通信に必要な周波数確保及び無線局免許取得に係る作業支援は、全般管理企業を通じて、以下の要件を満たす企業に再委任

して実施させるものとする。

・国際電気通信連合無線通信規則及び電波法令に精通し、国際電気通信連合無線通信部門への周波数登録支援、各国の電気通信主管庁及び衛星通信事業者等との周波数調整支援、並びに人工衛星局の無線局免許の取得又は取得支援の実績を有すること。

3. 入札手続き等

(1) 担当部局

〒162-8860 東京都新宿区市谷本村町 5-1
防衛省装備施設本部通信電気課調達第 1 班
電話 03-3268-3111 (代表) 内線 35536、35531
メールアドレス xband-sousihon@ext.epco.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所

交付期間：平成 24 年 9 月 20 日から平成 24 年 9 月 28 日まで
場 所：上記（1）の担当部局
URL：<http://www.mod.go.jp/j/procurement/xband/index.html>

(3) 競争参加資格の確認（第一次審査）等

① 入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の受付等

応募者は、本入札に参加することを表明し、第 2 項に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。）を提出し、支出負担行為担当官より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

② 提出期間

平成 24 年 9 月 20 日（木）から平成 24 年 10 月 1 日（月）17 時まで。

③ 提出方法

上記 3.（1）へ持参により行うこと。

(4) 入札書及び第二次審査資料の提出

① 提出期限

平成 24 年 10 月 9 日（火）10 時 30 分まで。

② 提出方法

上記 3. (1) へ持参により行うこと。

(5) 開札の日時及び場所

日時：平成 24 年 10 月 9 日（火）11 時

場所：防衛省装備施設本部 第 1 入札室（D 棟 4 階）

(6) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

免除する。

② 契約保証金

国は、本契約の締結日から 2 号機の引渡日までを期間として、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの方法による事業契約の保証を求める。

（ア）会計法（昭和 22 年法律第 35 号。以下「会計法」という。）第 29 条の 9 第 1 項に基づく契約保証金の納付

（イ）会計法第 29 条の 9 第 2 項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

（A）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（B）債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

（ウ）会計法第 29 条の 9 第 1 項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

（A）債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を付したときは、保証金の納付を免除する。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

① 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札

② 委任状を持参しない代理人のした入札

③ 入札参加表明書に記載された応募者の代表企業以外の者のした入札

④ 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札

⑤ 記名押印を欠く入札

- ⑥ 金額を訂正した入札
- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- ⑧ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑨ 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑩ その他入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(8) 落札者の選定

国は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業提案をした者を選定する総合評価落札方式（会計法第29条の6、予決令第91条第2項）により落札者を選定する。

4. その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3.(1)に同じ。

(4) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

「競争参加資格」の認定を受けていない者であっても、当該競争参加資格の認定を受け、かつ、第一次審査資料の提出期限までに入札参加資格の確認を受けることにより、入札に参加することができる。

(5) その他

詳細は入札説明書による。